平成30年度横浜市病院事業会計予算

（総　則）

第１条　平成30年度横浜市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

1　市民病院事業

(1)	病床数	650 床
(2)	年間入院患者数	207,262 人
(3)	年間外来患者数	340,000 人
(4)	１日平均入院患者数	568 人
(5)	１日平均外来患者数	1,393 人
(6)	年間がん検診者数	36,067 人
(7)	１日平均がん検診者数	141 人

2　脳卒中・神経脊椎センター事業

(1)	病床数	300 床
(2)	年間入院患者数	93,075 人
(3)	年間外来患者数	58,560 人
(4)	１日平均入院患者数	255 人
(5)	１日平均外来患者数	240 人
(6)	短期入所療養介護及び介護保健施設サービス等利用定員	80 人
(7)	年間短期入所療養介護及び介護保健施設サービス等利用者数	29,200 人
(8)	年間通所リハビリテーション等利用者数	10,164 人

(9)	１日平均短期入所療養介護及び介護保健施設サービス等利用者数	80 人
(10)	１日平均通所リハビリテーション等利用者数	33 人

3　みなと赤十字病院事業

(1)	病床数	634 床
(2)	年間入院患者数	197,009 人
(3)	年間外来患者数	282,513 人
(4)	１日平均入院患者数	540 人
(5)	１日平均外来患者数	1,158 人

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　入

第１款	**市民病院事業収益**	**23,016,182 千円**
第１項	医業収益	21,477,079 千円
第２項	医業外収益	1,539,103 千円
第２款	**脳卒中・神経脊椎センター事業収益**	**8,239,434 千円**
第１項	医業収益	5,713,313 千円
第２項	医業外収益	2,474,818 千円
第３項	研究助成収益	20,000 千円
第４項	介護老人保健施設収益	31,303 千円
第３款	**みなと赤十字病院事業収益**	**2,730,358 千円**
第１項	医業収益	60,282 千円
第２項	医業外収益	2,670,076 千円
	合計	**33,985,974 千円**

支　　出

第１款	**市民病院事業費用**	**24,047,699 千円**
第１項	医業費用	22,734,737 千円
第２項	医業外費用	89,759 千円
第３項	特別損失	923,203 千円
第４項	予備費	300,000 千円
第２款	**脳卒中・神経脊椎センター事業費用**	**8,716,649 千円**
第１項	医業費用	7,829,322 千円
第２項	医業外費用	266,828 千円
第３項	医学研究費用	20,000 千円
第４項	介護老人保健施設費用	50,610 千円
第５項	特別損失	399,889 千円
第６項	予備費	150,000 千円
第３款	**みなと赤十字病院事業費用**	**2,722,948 千円**
第１項	医業費用	1,970,883 千円
第２項	医業外費用	752,065 千円
	合計	**35,487,296 千円**

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,619,695千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収　　入

第１款	**市民病院事業資本的収入**	**6,582,226 千円**
第１項	企業債	5,690,000 千円
第２項	一般会計負担金	685,887 千円
第３項	国庫補助金	10,935 千円

第４項	県補助金	192,604 千円
第５項	その他	2,800 千円
第２款	**脳卒中・神経脊椎センター事業資本的収入**	**1,462,451 千円**
第１項	企業債	520,000 千円
第２項	一般会計負担金	942,441 千円
第３項	その他	10 千円
第３款	**みなと赤十字病院事業資本的収入**	**1,489,581 千円**
第１項	一般会計負担金	1,264,459 千円
第２項	一般会計補助金	225,122 千円
	合計	**9,534,258 千円**
	支出	
第１款	**市民病院事業資本的支出**	**7,207,110 千円**
第１項	建設改良費	6,201,236 千円
第２項	企業債償還金	985,834 千円
第３項	投資	20,040 千円
第２款	**脳卒中・神経脊椎センター事業資本的支出**	**2,047,061 千円**
第１項	建設改良費	520,000 千円
第２項	企業債償還金	1,527,061 千円
第３款	**みなと赤十字病院事業資本的支出**	**1,899,782 千円**
第１項	建設改良費	10,000 千円
第２項	企業債償還金	1,889,782 千円
	合計	**11,153,953 千円**

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次の

とおりと定める。

事　項	期　間	限度額
市民病院医学研修経費	平成31年度	15,000 千円
市民病院再整備事業初度調弁費	平成31年度から平成32年度まで	2,500,000 千円
脳卒中・神経脊椎センター医事業務委託	平成31年度から平成32年度まで	4,000 千円
脳卒中・神経脊椎センター施設管理費	平成31年度から平成32年度まで	10,000 千円
脳卒中・神経脊椎センター医学研修経費	平成31年度	7,000 千円

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(1)　起債の目的　施設整備工事費及び医療備品購入費に充てるため。

(2)　限度額　6,210,000 千円

市民病院建設改良費充当企業債	5,690,000 千円
脳卒中・神経脊椎センター建設改良費充当企業債	520,000 千円

(3)　起債の方法　ア　市債証券の発行または普通貸借の方法による。

イ　起債の時期は平成30事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。

(4)　利率　年 5.0%以内

(5)　償還の方法　ア　起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還

額の範囲内において借り換えることができる。

イ　公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、10,000,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用。

（他会計からの補助金）

第９条　事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、984,068 千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第10条　たな卸資産の購入限度額は、12,788,482 千円と定める。

（重要な資産の取得）

第11条　重要な資産の取得は、次のとおりとする。

		種類	名称	数量
(1)	取得する資産	ア 備品	病院総合情報システム	一式
		イ 同上	高エネルギー放射線治療装置	一式

平成30年２月16日提出

横浜市長　林　文子